

## 障害者総合支援法の見直しにかかる団体ヒアリング資料

全国重症心身障害児(者)を守る会

重症心身障害児者が、生涯にわたり発達し続けるため、福祉サイドからの支援を障害者総合支援法に書き加えていただきますようお願いします。

(一生涯学ぶことの必要性)

平成29年4月7日に文部科学大臣から「特別支援教育の生涯学習化に向けて」と題してメッセージが出されました。当時の松野文部科学大臣が特別支援学校を視察し保護者と懇談をした際に、医療的ケアを必要とする当会の会員が、「学校を卒業してしまったら学びの場がなくなり、社会とのつながりや交流の場も無くなってしまわないかと危惧している。できることなら、特別支援学校に留年したい。」と話したことに驚いた大臣が、その不安を取り除くために生涯学習の推進が図られることになりました。

平成30年3月20日に始まった学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議によって、『障害者の生涯学習の推進方策について－誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して－』の報告書(\*1)が出されています。

この報告書には、「重度・重複障害者が、学校卒業後も生活年数を重ねることで感情の表現なども豊かに成長することに鑑みると、ICTを活用した意思伝達、意思表示装置を使用した学習や、タブレット端末を活用した音楽に関する学習、身体活動等に関するプログラム開発を行っていくことも重要」、さらに「学校に就学している間にできていた学習や周りとの交流を卒業後も継続したいとの希望が極めて強いことも念頭に置いて、学びの場づくりを進める必要がある」また、「社会福祉法人、NPO法人等には、今後も実質的に障害者の最も身近なところで学びの場づくりの担い手としての役割を果たすことが期待される」と書かれています。

(現状と課題)

重症心身障害児者は自ら動けないために発達に不可欠な刺激や情報を得ることが困難で、その支援は大きな課題とされてきました。近年、支援技術の進歩に伴い重症児者への取り組みが盛んになり、どんなに障害が重くとも、何歳になっても重症者は発達できる秘められた能力を持つことが明らかになってきました。学ぶことは生きる力にもつながり、自己肯定感とともに根源的な喜びとなり将来の夢や希望につながっていきます。その潜在能力を引き出し、可能性を最大限に引き伸ばす本人支援が求められています。

長い時間をかけて能力を伸ばす重症者が、社会の中で多様な存在の一人として、わずかずつでも自己実現をする姿にこそ社会を変える生産性があると思います。学びの機会が生きる力を育み、本人の成長や発達、周囲の人たちの見ると関わり方を変え価値観をくつがえし、豊かな社会形成につながっていくことと思います。

軽度の障害者への社会参加の機会はスポーツや創作活動などありますが、重症者は、特別支援学校の卒業とともに、長い時間をかけて学んできたことが継続されず皆無に等しい状態になります。また、障害が重く外出することが困難なために通所もできない者は、社会との接点が激減するため、自宅への訪問支援が望まれます。

(障害者総合支援法に望むもの)

現在、東京都内では5団体が、重症者の生涯学習支援を実施しています。各団体は居宅に出向き個別の支援をしていますが、活動への財政的支援や人材育成の方策も皆無の状況の中、自主活動として細々と実施している現状です。

現在、地域生活支援事業には「家庭・教育・福祉連携事業」がメニュー化されていますが、学校卒業後の支援とはなっていません。

つきましては、「療養介護」「生活介護」等の個別給付支援制度の「その他の必要な日常生活上の支援」などに生涯学習相応の支援を明記し、加算報酬を設けていただくことや生活介護には、「居宅訪問型児童発達支援」同様の事業(\*2)の創設をお願いいたします。

この取組みは、障害理解の推進につながり、多様性を認め合う共生社会の実現への一助となることと思います。

国として、重い障害者に対する生涯を通じての発達保障に向けた新たな取組みをお願いいたします。

(\*1) 障害者の生涯学習の推進方策について—誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して— (報告) : 文部科学省 ([mext.go.jp](http://mext.go.jp))

URL

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shougai/041/toushin/1414985.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/041/toushin/1414985.htm)

(\*2) 平成30年4月から施行された改正後の児童福祉法第6条の2の2には、「居宅訪問型児童発達支援」が規定され、その支援の内容は、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスとされています。同様の考え方から「居宅訪問型生活介護」を想定しています。